

6 新 税 事 務 連 絡
令和6年12月24日

固定資産税（償却資産）納税義務者 各位

新地町長 大堀 武
（ 公 印 省 略 ）

令和7年度固定資産税に係る償却資産の申告について

日頃より、町税務行政について、ご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。
令和7年1月1日現在、町内に現存する事業用の資産は、地方税法第383条により、1月31日までに償却資産として、町へ申告することとなっております。
つきましては、申告書及び明細書を同封しますので、下記により提出願います。

記

1. 提出期限 令和7年1月31日（金）17：15まで
（※法定の提出期限ですので、遵守願います。）
2. 提出部数 1部（受領控えが必要な場合は、返信用封筒に切手を貼り、
控え用1部と共に、同封願います。）
3. 提出書類
（1）申告書・・・「償却資産申告書」の各欄の内容を確認し、変更が無い場合、押印のうえ、提出願います。変更がある場合は、朱筆にて加筆修正してください。
（2）増加資産・・・令和6年中に取得した増加資産がある場合は、同封の白紙（空欄）「令和7年度種類別明細書（増加資産・全資産用）」に取得した増加資産を記入し、提出願います。
※用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。
（3）減少資産・・・令和6年中に滅失し、令和7年1月1日現在、減少した資産は、同封の「令和7年度種類別明細書」の該当資産を朱筆の二重線で消したうえ、減少年月日を備考欄に記入して提出願います。

※eLTAXによる電子申告も可能です。また、電算により全資産出力可能な場合には、出力用紙で提出（申告）することも可能です。ただし、令和6年中の増加資産、減少資産の明細（詳細）は必ず添付してください。

問い合わせ・提出先 〒979-2792
福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地
新地町役場 税務課 固定資産係
電話 0244-62-2119（税務課直通）